

第3章 景観まちづくりの 推進に向けて

- 1 推進方策
- 2 景観まちづくり計画の運用

1 推進方策

本市がめざす景観の将来像の実現に向けて、景観の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに取り組むとともに、規制・誘導、啓発等により、計画を推進していきます。

また、将来像の実現のためには、行政だけでなく市民や事業者、専門家など様々な関係者がそれぞれの取組を積極的に行っていく、あるいは互いに連携・協働した取組を行い、それらを積み重ねていくことが重要となります。

(1)景観の質を高める

建築物に対する周辺のまちなみと調和したデザインへの誘導をはじめ、吹田の景観を構成している個々の要素について、保全だけでなく改善や育成がすすむよう、景観アドバイザー会議の活用などの働きかけを行うことにより、景観の質の向上を図ります。

1)デザインの質の向上と誘導

景観アドバイザー会議や景観形成地区の指定などを活用しながら、それぞれの景域が有する特性に調和した建築物等のデザインを誘導します。

特に公共事業は、良好な景観まちづくりの先導的役割を果たすことから、公共空間のデザインの質のさらなる向上とともに、地形や歴史、土地利用を十分に踏まえたデザインへの誘導を図ります。

2)夜間景観への配慮

商業地や住宅地、歴史的なまちなみ、緑や水辺といった特性に応じたふさわしい夜間景観のあり方を考慮し、光の明るさや強さ、色温度や配置、配光などに配慮します。公共施設においても、安全や安心を確保するための明るさなどは維持しながら、地域の特性に配慮した夜間景観の形成に努めます。

3)屋外広告物の規制・誘導

屋外広告物について、条例やガイドラインなどにより、大きさや配置、色彩などを周辺の景観と調和するように、規制・誘導を行います。

4)景観資源の保全・育成

これまでの「大阪都市景観建築賞」や「吹田市景観まちづくり賞」において表彰された建築物等や、その他の景観上重要な資源について、保全・育成に取り組むとともに、重要な建造物や樹木については、景観重要建造物および景観重要樹木に指定し、法に基づき保全を図ります。

(2)地域特性を活かした景観まちづくりを進める

地域の特性をまもり、つくり、はぐくむため、景域別景観まちづくり方針に基づき、市民や事業者等の働きかけにより地域の景観まちづくりを進めます。

1)まちを知る『きっかけづくり』

広く市民にまちのことを知ってもらうために、地域の景観特性や吹田の魅力的な景観などの情報提供を積極的に行うとともに、市民や事業者からの景観に関する意見や情報の収集に努めます。

2)景観を考える『機会づくり』

住民など地域に関わる人たちとともに景観を考え、景観まちづくりを実践していくための機会をつくっていきます。具体的には、タウンウォッチングや出前講座、地域ごとのワークショップなど景観に関する取組を実施します。

3)景観まちづくりを具体化する『仕組み・ルールづくり』

近隣住民が協力して行う景観まちづくりについて、活動の継続や発展のため、情報提供や活動への助成、花苗の提供などの各種支援に取り組みます。

地域での景観形成に向けた機運が高まり、景観の方向性が明確になってくれば、景観形成の具体化のため、景観アドバイザー派遣などの支援に取り組みます。地域住民のニーズも踏まえ、景観形成地区、景観配慮地区*をはじめとする各種地区の指定へとつなげていき、既成市街地における指定についても検討します。

* 景観配慮地区：景観形成地区以外の景観計画区域内において、景観上良好な特性を有する地域又は景観に特に配慮したまちづくりの必要性があると認める地域。

(3)規制・誘導、啓発、支援、調整により景観まちづくりを進める

景観の質の向上や地域の特性を活かした取組に対して、規制や誘導、啓発、支援などを行うほか、関連計画や施策との調整を図り、良好な景観まちづくりを進めます。

1)景観形成基準の適切な運用

景観の将来像を実現していくために、届出を必要とする行為に対して、本計画を推進するための制限などを定めた景観形成基準を適切に運用します。

2)景観デザインマニュアル等の共有

市民、事業者、専門家等、行政が景観の目標や方針を共有し、それぞれが主体的に景観まちづくりに取り組んでいけるよう、景観特性を尊重したデザインとするための考え方や視点、手法やプロセスなどを示した景観デザインマニュアル等により景観まちづくりの誘導を図っていきます。

3)景観に関する意識醸成に向けた啓発

市民が日常生活の中で景観を意識し、景観を身近に感じるため、市報への掲載やパンフレット等の作成、SNS などのツールの活用、庁舎や身近な地域での展示などにより、景観まちづくりに触れる機会を増やす取組を行います。また、景観まちづくりの担い手としての意識を醸成するため、学校教育や地域の中での景観教育に取り組みます。地域の景観資源などについて情報発信し、地域への誇りと愛着をはぐくみます。

4)吹田市景観まちづくり賞等の開催

市民が気軽に景観まちづくりに関わるきっかけとして、「吹田市景観まちづくり賞」やまち歩き、景観パネル展などを企画し、開催していきます。

5)景観アドバイザー派遣、景観まちづくり活動補助金による支援

市民団体などが自ら行う景観まちづくり活動などに対して、関連する知識や情報提供など技術的な支援を行うための景観アドバイザー派遣を引き続き実施していきます。

また、市民主体の景観まちづくり活動のさらなる活性化のために、これら活動に対して必要な経費の一部を補助する景観まちづくり活動補助金を活用し、支援を行います。

6)市内および他行政・他団体への働きかけと分野を超えた景観まちづくり

商店街でのにぎわいなど、景観に関連すると認識されづらい事柄について、景観まちづくりに関連するという認識を持ち、積極的に関連部局と連携し、事業の中での景観への意識づくりに取り組みます。

国や大阪府の行う事業についても、周辺との調和や景観の質を高めるデザインとなるよう働きかけを行います。その他、鉄道や公的住宅の建設といった本市以外が実施する公的な事業においても、良好な景観まちづくりに向けた誘導や連携を図ります。

近隣市にまたがって広がるエリアを対象とした課題に対しては、当該市等との連携を十分に図りながら、良好な景観の保全や育成、創出などに努めます。

(4)「小さな取組」と「協働」によって景観まちづくりを進める

例えば、市民や事業者が自らの敷地や建物をきれいに保つような個々の取組（これらを「小さな取組」という）も景観まちづくりの大切な要素であり、これらの取組を意識し促進していきます。また、市民、事業者、専門家等、行政、それぞれが互いに連携し、協働することによって景観まちづくりの推進を図ります。

1)「小さな取組」による景観まちづくり

市民、事業者、専門家等、行政がそれぞれの役割に応じて行う景観まちづくりに関する「小さな取組」が継続され、まちに編み込まれることにより、吹田らしい景観が形づくられていきます。

①市民

家の庭づくりや近所の道路や公園の清掃など、日常の何気ない行動が景観まちづくりにつながっていることを意識し、まちや地域に関心を持ち、まちを「住みこなす」ことを意識しながら生活を送ることが大切です。

また、若い世代を中心に、主体的にまちづくりやにぎわいづくりに関わる人たちも増えてきており、これらの「住みこなす」取組などを行政や専門家等とも連携しながら広げ、発信していくことも大切です。

②事業者

建設等の事業を行う際には、景観まちづくりの主体としての意識を持ち、周辺との調和やより良いデザインをめざすほか、日常の事業活動においても、景観まちづくりを意識し、地域に貢献していくことが大切です。

③専門家等

専門的な知識を活かし、景観まちづくりについて、市民など関係者にアドバイスするとともに、事業者や行政が行う事業等に対して、積極的に助言することが求められます。

④行政

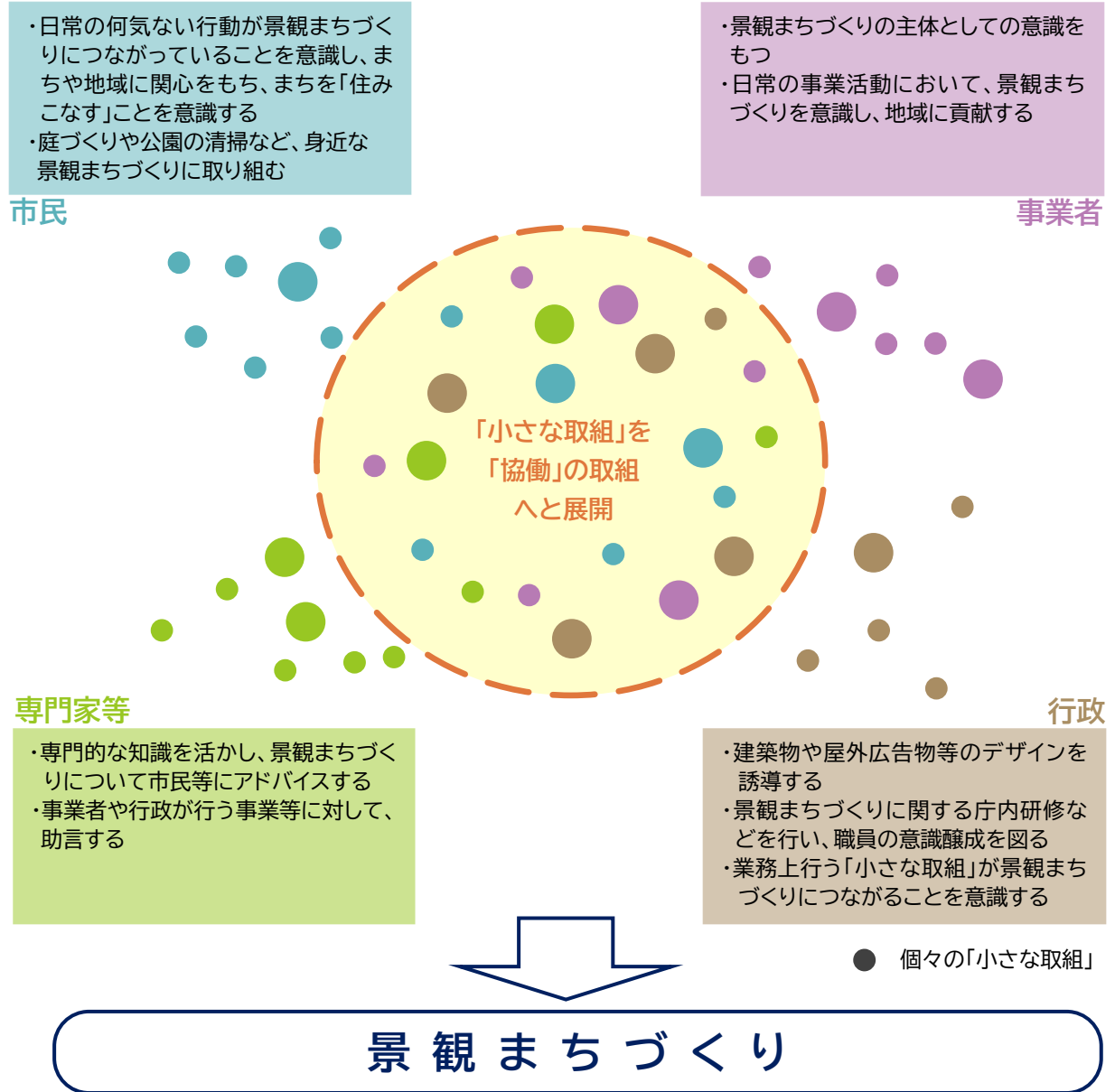
建築物や屋外広告物等のデザインの誘導や公共施設のデザインの質の向上に取り組み、良好な景観まちづくりに努めます。

庁内研修など景観まちづくりに関する企画を検討、実施し、職員一人一人の意識醸成を図り、業務上行う小さな取組が景観まちづくりにつながる意識を高めます。

2)関係者間の協働による景観まちづくり

市民、事業者、専門家等、行政といった本市の景観まちづくりに関わる人々が互いに連携、協働し、それぞれが取組を紹介、発信することにより、個々の「小さな取組」の効果を相乗的に高めていくことが可能となります。

1 推進方策



市民



事業者



専門家等



行政

2 景観まちづくり計画の運用

(1)持続可能な景観まちづくり計画とするための運用

景観の将来像を実現していくために、計画に位置付けた推進方策の継続的な業務の改善を促す「PDCAサイクル（計画→実行→評価→改善）」による適切な進行管理を行うことにより、持続的な取組を行っていきます。

また、景観まちづくり条例や屋外広告物条例に基づく事前協議件数や、景観アドバイザー会議を活用した助言件数とその効果を評価するとともに、重点地区（景観形成地区と景観配慮地区）の地区指定数、吹田市景観まちづくり賞の推薦物件数などの増加をめざします。

それらの指標を用いて検証・評価を行い、推進方策などの見直しに反映していきます。

PDCA サイクルによる計画の運用



- | | |
|---------------|--|
| Plan | : 景観まちづくり計画を策定（改定）する。 |
| Do | : 本計画に定めた将来像や目標を達成するため、推進方策に基づき市民、事業者、専門家等、行政が「小さな取組」を行う。合わせて、関係者間で協働しながら取組を推進する。 |
| Check | : 吹田市景観まちづくり審議会、吹田市まちづくり検討委員会などに、各年度の取組の進捗状況を報告し、意見を聴取する。また、定期的に目標、指標の達成状況を報告し、評価を求める。 |
| Action | : 評価の結果を踏まえ、必要に応じて方策の見直し、改善を行う。 |

(2)吹田市の考える景観まちづくりの成果とは

本計画において示してきたとおり、景観とは、私たちが眺めるまちの景色や、日常の様々な活動や暮らしの様子、また市民一人一人の取組などにより創り出され、市民共有の財産となります。

景観は、時間をかけて積み重ねることによって形成されるものであり、景観まちづくりの目標は、指標により達成度を計ることだけでなく、市民や本市を訪れる人々が吹田のまちなみをきれいと感じ、心地よく過ごしてもらえること、いつまでも住み続けたい、また訪れてみたいと感じてもらえることであり、それらが景観（景感）まちづくりの成果となります。

